

## 第140回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

### 1 開催日時

令和4年12月16日（金） 13時30分～15時28分

### 2 開催場所

県庁舎南棟4階A会議室

### 3 出席者

(1) 審査会 会長 森 雄亮

会長職務代理者 熨斗 佑城

委員 伊藤 健、加藤 徳子、香取 真理

(2) 事務局 総務部総務学事課

課長

工藤 正明

課長代理

森田 誠

文書・情報公開グループマネージャー（副参事）

田中 高寿

文書・情報公開グループサブマネージャー（総括主幹）

佐々木 克剛

文書・情報公開グループ主査

豊川 善久

### 4 案 件

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について

### 5 概 要

会長 時間となりましたので、審査会を始めたいと思います。

本日は、1件の諮問案件についての審査を行います。早速「青森県個人情報保護条例の見直し」の件についての審査に入ります。

なお、本審査会は、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定により、原則として非公開とされていますが、本件につきましては、審査請求事案に係る内容ではないため、青森県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第8条の規定により公開で行うこととします。

それでは資料について、事務局から説明してください。

事務局 「[デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について」の件について、前回の質疑応答、新条例整備案、現行条例のうち、新条例で規定できない（しない）規定、経過措置についてを配付し、説明]

事務局 まずは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日

の資料は、目次に記載のとおり資料1から資料3までとなりますが、お手元にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御説明させていただきます。

まずは、資料1で前回の審査会の質疑について振り返りをさせていただきたいと思っております。

まず一つ目、「新条例への規定は許容されないという判断は誰が行ったのか。」という御質問でしたが、こちらにつきましては、国から条例への規定は許容されない旨の説明が明示されているものがあるほか、法の規定内容等を踏まえ、新条例に規定できないと判断したものと回答させていただきました。このことにつきましては、後ほど資料3で詳しく説明をさせていただきます。

続きまして二つ目、「現行条例に規定されていないもので、今回の見直しで盛り込むべきことはないのか。」という御質問でしたが、今回の見直しの基本的な考え方として、個人情報保護の根拠が条例から法律に変わることとなりますが、可能な限り現行条例との整合を確保することとしておりまして、新たに何かを追加することは、別な判断が生じることとなりますので、今回の見直しでは行わないということで回答させていただいております。

また、三つ目としまして、「条例要配慮個人情報について、他県では具体的に検討されているものがあるのか。」ということにつきまして、同和問題に関する取扱いをどうすべきか検討している都道府県があったことを情報提供させていただきました。

以上が前回の審査会での主な質疑内容となりますが、本日の具体の御説明に入る前に、先日配付しました資料3「新条例整備案について」の追加と修正につきまして、資料2で御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。まずは資料2の1枚目です。右上に記載のとおり、前回の審査会の資料の追加となりまして、該当ページは右下に記載している、10ページに枝番を振り、10-2としております。

内容についてですが、条例で定めることが許容されている事項の「5 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求等の手続」につきまして、四つ目として審査請求に係る諮問をした県の機関等が、その諮問に対する答申を尊重して裁決を行わなければならないということを追加させていただきました。

理由としましては、下の参考の青い部分の下線部分になりますが、「裁決にあたって答申を尊重すること」について、条例に規定することが差し支えないという回答が国からありましたので、規定することといたします。

なお、今御説明した部分については、現行条例では第36条第3項に相当する規定で、前回配付しました資料2「現行条例の各規定の令和5年度以降における存置等の状況」では、この条項は条例に規定することが許容されないと記載して、御説明していましたが、改めて全ての条項を確認したところ、規定することが可能であったという部分となりますので、この内容につきましても、追加することを御検討していただきたいと考えております。

続きまして次のページ、同じく前回の資料3の12ページとなりますが、条例で定めることが許容されている事項で、法に規定がないものですが、「1 開示文書の写しの

作成費用」について修正をさせていただいております。

修正内容は、前回は開示文書の写しの作成と送付費用は徴収するとしていたところ、「送付」という文言を削除しております。

理由としましては、考え方の赤字部分と緑の法施行令にも記載がありますが、写しの送付に要する費用につきましては、法施行令の規定により徴収することとなりますので、見直しに当たっては作成に要する費用のみを御検討していただくこととなりますので、御了承いただきたいと思っております。

考え方につきましては、これまで御説明しているとおおり、現行条例と同様に作成に要する費用は、徴収することとしたいと考えております。

以上が本日の資料2の説明となりまして、続きまして資料3の説明をさせていただきます。

前回の質疑でも、「新条例への規定は許容されないという判断は誰が行ったのか。」という御質問をいただいておりますが、改めて現行条例に沿って、新たに整備する条例で規定できない、もしくはしない規定につきまして、その規定できない理由であったり、対応案を整理したものが資料3となっております。

そして具体的な説明に入る前に、整理するに当たっての基本的な考え方をお知らせいたします。

これを整理するに当たりまして、大前提となりますのが、地方自治体の条例の制定につきましては、地方自治法第14条におきまして、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることとされておりまして、条例はあくまでも法令違反がないものとしなければなりません。

今回、新個人情報保護法が地方公共団体にも適用されますが、この法令に違反するものについては、条例で定めることはできないということが前提となりますので、こうしたことを踏まえまして個別事項について御説明させていただければと思っております。

具体的な中身に入らせていただきますが、まず現行条例の第1条から第5条までにつきまして、来年度から個人情報保護制度の根拠法令となる、個人情報保護法において規定されるべき事項となりますので、法の施行のために整備される条例で規定することは適当でないと考えております。

そして、この条項のうち現行条例第2条に、「個人情報」の定義が規定されておりますが、現行条例では死者に関する情報も個人情報に含まれております。一方で、真ん中の列の※印の部分に記載しているとおおり、法の定義には死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとされております。

このことに対する対応案ですが、まずは、国が示しているガイドラインでは「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護対象となる」とされております。

そして、死者に関する情報が地方公務員法第34条の職務上知り得た秘密に該当するものである場合には、職員には守秘義務が課せられることとなりますので、外部からの法令に基づく照会等に対しては、守秘義務により守られる利益と照会等をする側の利益を比較衡量して対応することになると思われれます。

また、開示請求の場面におきましては、開示請求者本人の情報の中に開示請求者以

外の個人に関する情報が含まれている場合は、この開示請求者以外の個人に関する情報は、本人に関する情報ではありませんので、法第78条第1項に規定されております不開示情報のうち、「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、不開示となりますが、この開示請求者以外の個人には死者も含まれるとされておりますので、開示請求によって死者に関する情報が開示されることはないということになります。

続きまして第8条第2項、そして次のページの第3項「要配慮個人情報の取得を制限する規定」、そして第10条「情報機器の結合による提供の制限」につきましては、国から示されております規定できない理由としまして、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たるとされておりましたので、このような規律を定めることについて、委任規定も設けられておりませんので、条例で規定することはできないとされております。

また、現行条例の第11条第3項に、「安全性及び正確性の確保等」に関する規定がありますが、こちらについては法の規律と同様の内容となりますので、条例で定めることは認められないとされております。

これらについての今後の対応案ですが、法第61条、第64条や第65条に個人情報の適正な取扱いを確保するための規律が設けられておりましたので、これらの規定により、規範全体として必要かつ適切な保護水準を確保しているといった説明が国からありましたので、今後は法の規定に基づいて対応していくこととなると思います。

続きまして、現行条例第16条第2項の開示請求があった際に全部開示をする決定をし、その決定に基づき開示するときは、開示請求者に口頭で開示決定を通知することができる規定につきましては、個人情報保護委員会から示されている考えによれば、書面により通知することとされておりますので、規定できないということとなります。

そのため対応案としましては、引き続き速やかな書面による決定通知に努めることとしたいと思っております。参考までに文書の保存期限であります、平成29年度以降の口頭通知の実績は、1件のみということになっておりました。

続きまして、現行条例第16条第8項の開示等の決定通知が期間内にされない場合等に、開示しない旨の決定があったものとみなす規定、いわゆるみなし規定ですが、これまでは条例を根拠とした処分だったものが、来年度は法律を根拠とした処分となりますので、条例で法律上の処分があったものとみなすことは許容されないということと規定しないこととしたいと思っております。

これにつきましては、仮に期間内に開示等の決定通知がない場合等には、不作為を理由とした審査請求は可能ですので、権利救済の機会は確保されているものと考えております。

続きまして現行条例第19条第2項の「開示の実施」について、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所で開示を行う規定につきましては、法第87条第3項及び第4項におきまして、開示の実施は、決定通知後に開示請求者の申し出を踏まえて行うこととなっておりますので、決定通知の際に開示の日時や場所を指定することが許容されないと判断しまして、規定しないこととしたいと思っております。

一方で右側の対応案等に記載させていただいておりますが、法施行令におきまして、開示請求者は開示請求書に開示を希望する日、場所等を記載することができ、県の機

関等は希望どおりに開示を実施する場合は、その旨を開示決定の際に通知することとされており、運用上は現行と変わらない対応が可能であると考えております。

続きまして現行条例第19条第3項の開示を受けた日から30日以内に、更の開示を受ける旨を申し出ることができる、いわゆる更なる開示といわれる規定ですが、法律上は開示請求以外の手続による開示は認められていないことから、規定することはできないと考えております。

対応案ですが、来年度からは改めて開示請求をしていただくということになりますが、開示請求者にとっては、実務上は更なる開示の申し出に関する書類を提出していただくのか、それとも開示請求書を再び提出していただくかの違いでしかありませんので、手間といった面でも現行と変わらないのではないかと考えております。

参考までに、この更なる開示につきましては、平成29年度以降は実績がないという状況になっております。

続きまして現行条例第19条第4項についてですが、条例第15条第2項で開示請求の際に書類等で本人確認を求める規定について、開示を受ける者にも準用するという規定となります。

これにつきまして条例で規定しますと、開示の方法を窓口での開示に限定することとなりますので、条例に規定することが許容されないと考えております。

一方で、国で示しております事務対応ガイドによりますと、窓口で開示をする場合には、本人確認をすることとされており、これに従って運用していくこととなるかと思われま

す。続きまして現行条例第20条の「口頭による開示請求等」についてですが、これまでも御説明させていただきましたが、法では開示請求は書面を提出して行わなければならないとされており、口頭による請求は認められないということになります。

このことにつきましては、前回も資料1の4番でお示ししておりましたが、事務対応ガイドで説明されている考え方を踏まえ検討、対応していきたいと考えております。

具体的には法第69条第2項第1号に「本人に提供するとき」ということで規定されておりますが、この「本人に提供するとき」というのが、「行政機関の長等の判断により本人に提供する場合を言い、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に、本人に対して提供する場合も含まれる」という国からの説明を基に対応していくこととなるかと思

います。続きまして現行条例第29条第5項の訂正請求が著しく大量である場合の対応に関する規定につきましては、法第95条において訂正決定等に特に長期間を要すると認められる場合の期限の特例は設けられておりますが、現行条例の第29条第5項に相当する規定が法では設けられておりません。

一方で法第84条で開示決定等の場合の期限の特例として、この条例第29条第5項に相当する規定があります。そういったことを踏まえますと、訂正請求が著しく大量である場合の期限の特例については、条例に置くことは許容されないと考えております。

対応案についてもこの部分につきましては、法第95条の規定に基づいて対応していくしかないと考えております。平成29年度以降は実績がないということになります。

続きまして現行条例第29条第7項の訂正請求に関するみなし規定についてですが、

こちらは先ほどの2ページの現行条例第16条第8項の開示請求に関するみなし規定と考え方が同様となります。

続きまして現行条例第35条第5項の利用停止請求が著しく大量である場合の対応につきましても、先ほどの現行条例第29条第5項の訂正請求が著しく大量である場合と同様に、法にこの規定がありませんので、条例で規定することが許容されないと判断しております。こちらにつきましても平成29年度以降は実績がないという状況になります。

続きまして現行条例第35条第7項の利用停止請求に関するみなし規定につきましても、現行条例第29条第7項の訂正請求のみなし規定、そして2ページの現行条例第16条第8項の開示請求に対するみなし規定と同様の考え方によりまして、新条例に規定することは許容されないと考えております。

続きまして4ページ。現行条例第35条の2の「県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求」につきましても、これまで条例を根拠としていた開示決定等の処分が、法に基づく処分となりますので、これに関連する審査請求の解釈については法解釈に関わる事項となりますので、条例で規定することが許容されないと判断しております。

なお、この規定につきましても、あくまでも確認規定となりますので、この規定の有無にかかわらず、地方独立行政法人が行う開示決定等に係る審査請求は、その地方独立行政法人に対して行うこととなります。

そして、土地開発公社と道路公社の開示につきましても、現在は行政処分として行われておりますが、令和5年度以降は民間事業者として開示を行いますので、これに対する審査請求はできないということとなります。

続きまして、現行条例第39条の「県が出資する法人の講ずる措置」、そして現行条例第41条から第47条までの事業者の取り扱う個人情報の保護につきましても、新個人情報保護法第4章の規定が適用され、その指導・監督につきましても、法第146条から第152条の規定に基づいて、個人情報保護委員会が行うこととなります。

そして、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援することと、その支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的とし、国でガイドラインを定めております。

また、苦情の処理のあっせん等や国・他の地方公共団体と協力することにつきましても、新個人情報保護法の第14条と第15条に規定がありますので、こうしたことを踏まえ、現行条例で規定している事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事項については、新個人情報保護法で網羅されておりますので、新条例においては規定しないことといたします。

そして対応案となりますが、県が出資する法人に対しては、新個人情報保護法が遵守されるように、出資者の立場として対応することは可能ではありますが、事業者が取り扱う個人情報の保護については、あくまでも法に基づき対応していくこととなると思います。

こういったことを踏まえ、先ほど御説明しました本日の資料2による追加・修正も含め、前回の審査会で配付いたしました資料3の新条例整備案をお示し

させていただきます。

今後の予定となりますが、答申につきましてはこの新条例整備案に沿ったもので作ることと考えておりますが、答申の基本的な考え方について確認をさせていただきます。

10月28日の第1回目に諮問させていただいた際の参考資料1の1ページを御覧いただきたいのですが、この1ページの一番下、「条例整備に当たっての基本的な考え方」ということで、今回の条例整備は、今般の個人情報保護制度の見直しによるものに限る、他の要因による改正は行わない、そして個人情報保護が後退したとの懸念を抱かれないよう、可能な限り、現状を踏襲するというので、まずはこの基本的な考え方を大前提としまして、先ほどお伝えした新条例整備案に基づいて答申を御検討していただくことになるかと思うのですが、今一度、前回御説明いたしました新条例整備案の内容につきまして、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えております。説明につきましては以上となります。

会長 ありがとうございます。

まずは、ここまでの説明について質問や確認事項等あれば御発言願います。

加藤委員 資料3の2ページで、下から三つ目の枠の「開示の実施」の部分の日時・場所の指定についてなのですが、開示請求者が希望する日とありますが、開示請求の段階でそれを書くのですか。

事務局 記載することができる。

加藤委員 その場合に例えば明日とかというのでも対応するということですか。開示請求日の翌日を希望していて。そのルールを決めておかないと。

事務局 そこはルールが必要ですが、明日とかというのはさすがに無理です。可能な場合もあるでしょうけれども。そういう場合は、開示請求者と例えば電話等でやり取りをして、改めて日時を調整し、開示請求書に補正を記録として残しておくという対応が考えられるところです。その補正後の日時をもって開示を実施する。

加藤委員 普通は、明日というのは無いかもしれないけれど、この文章だけを読んでいたら翌日も可能なのかなとか、当日も可能なのかなという気もするので、何かあった方がいいかなと思いました。

会長 今の点で確認ですが、本人の希望を聞くのはどの時点ということなのですか。

事務局 法律上は、開示決定後30日以内に、その希望する開示の実施方法とか、日時・場所等の申出書を出すことになっているのですが、政令で開示請求書にそういったものを予め記載することができるようになっておまして、その記載どおりに開示を実施す

る場合は、申出書は要りませんとなっていますので、運用上は政令の規定を活用して、あまり現行と変わらないようにできればと考えております。

会長 開示請求書に、開示請求日の翌日の日を書いてあった場合はどうしますかね。無理ですよというようなことで話をするということですね。

事務局 連絡をして調整し、その結果をしっかりと記録し、開示請求書に残す。

加藤委員 でも、開示請求をする一般の人が様式を見たときに、どういう日にちを書けばいいのだろうと悩むと思うのですよね。

事務局 そこは15日以内に決定通知することになっているということを踏まえた注意書きみたいなものを、開示請求書に書くのかどうかはともかくとして、そういう注意喚起をするということも一つ考えられると思います。

会長 これは申し出を踏まえて行うと書いてあるので、申し出の日時は、どうしてもむちゃなことを言われたら、別の日時を指定することも可能は可能なのでしょうかね。

事務局 あくまで希望する日時になりますので、必ずそのとおりになるということではない、というところは請求者には伝えなければいけないと思います。

当初の段階で、まだどう書けばいいのかわからないといった時には、後から申し出もできますよということも伝えなければいけないかなと。

加藤委員 そうですよね。見に来る人の都合も予定もあるしね。1か月後なのか2週間後なのか分からなかったら書けないですよね。

会長 そちら辺は現在もコミュニケーションを取ってやっていたらいいものと認識しておりますが。そういうふうにしてよろしいですか。

事務局 現在も、規定上は決定通知書で指定した日時・場所と書いていますけれど、実際の運用上は予め連絡をして、いつ都合がいいかというのを調整した上で、決定通知書に記載しているというのが実情ですので、そんなに変わらないかなと考えています。

加藤委員 一つ前の資料2に戻りますが、写しの作成費用のところですね。作成費用と送付費用の送付の部分ここからは言葉を削るということは分かるのですが、一般の人が分かりやすいように、郵送とかの費用もかかりますよというのは、規定を読まなくても分かるように、請求するときの様式に作成費用と送付費用はかかりますみたいなことは、書いておく必要があると思います。

事務局 そうですね。現在も開示請求をした方には、そういった内容を記載したチラシ

のようなものをお配りしていただきましたので、それは引き続きやろうかなと考えています。

加藤委員 お願いします。

会長 ほかに御質問等ありますか。

1点確認なのですが、第2条の個人情報の「定義」というところがありますけれど、これでは現行条例と新法で違う部分というのは、この死者の情報に関してのみですかね。死者の情報についてここに書いてますけれど、死者に関する情報が範囲に当たるかどうかという違いがあるということなのですかね。

事務局 細かい話をすると、法律では、いわゆるモザイクアプローチと言われる、他の情報と照合できる場合につきまして、法律は容易に照合することができるという「容易に」という言葉が入っている。条例はそういう「容易に」という言葉は入っていないというところの違いはあります。ちょっと手間がかかるけれども、照合されるようなものは個人情報だというのが条例。手間がかかって照合されるようなものは法律上の個人情報の範囲からは外れるのかなと。細かい部分では、その辺は違ってくるのかなと。

会長 新法によって当審査会もそうですけれども、個人情報の定義の部分が、ちょっと変わってくるという点はあるというわけですね。

事務局 そうですね。

会長 はい、分かりました。

加藤委員 この個人情報保護に関しての開示請求をすることができる人は、誰なのか。

事務局 本人ですね。

加藤委員 本人のみ。

事務局 本人が自分の県の機関とか、実施機関が持っている自分の情報を開示請求することができる。

加藤委員 本人のみなのですね。家族とか未成年者でもですか。自分の子どもの。

事務局 法定代理人は、本人に代わって請求できます。

加藤委員 できると。この資料にあるのですね。

何回も説明を受けているのにいまいち分かっていなくて。資料3の3ページの「口頭による開示請求等」の話で、本人への提供は口頭でOKという話ですよ。

事務局 本人による請求は。

加藤委員 本人による請求で、本人への提供の場合に、口頭でOKと言うと。

事務局 この口頭でOKというのは、開示請求は全て本人、代理人はちょっと置いておいて、全て本人が自分の情報を知りたいという場合に開示請求する。しかも、開示請求をする場合は、書面ですというのが原則ですけども、ものによっては、開示請求があった時点で直ちにその場でお見せできるものもあるだろうと。そういったものにまで書面を書いてもらってという手間をかけないようにしましょうということで、その場で直ぐに開示できるものについては、紙を書かなくても口頭で開示請求してもらえれば開示しますと。

その典型で試験結果、自分が何点取ったとか、そういったものについては、直ぐその場で対応できるということで、開示請求書を書かなくても、口頭で請求してもらってもいいですよというのが第20条ですね。

加藤委員 試験結果は、今までと変わりなく便利に開示してもらえるとというのはいいのですが、それを拡大解釈して、例えば「そこにあるその俺の個人情報は今すぐ見せろ。」と口頭で来た場合はどうなのですか。それと試験の結果と、どう違うのか。

事務局 直ちに開示できると判断できるかどうか。

加藤委員 揉めないですかね。「そこにあるだろう。」と言って、「そのファイルにあるのは分かっている。」と。大丈夫なのかな。

会長 原則的には、口頭での請求はできないわけですよ。

加藤委員 口頭を認める方が例外だから。

会長 口頭での請求を認めるというよりは、個人情報の取扱いの方法として、そういう対応をしているという形ですね。

事務局 来年度の4月から、開示請求ではない手続で。

会長 だからその手続は、そこにある個人情報といっても、他人の個人情報も入っているのでパッと対応できないものばかりだと思うので。

加藤委員 だからここだけが、ほぼ例外だと考えていいわけですか。

会長 そうですね。

加藤委員 はい、分かりました。

会長 ほかにはどうですかね。確認等があればおっしゃってください。

今後の議論の進め方なのですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、今回、法律の制定に伴う条例整備についての諮問ですから、今の表などで説明いただいたとおり、法律があつて、下位の法令である条例で定めることが必要な事項、できる事項とあるわけですが、要は条例で整備するところはそこなので、それについては新条例整備案ということで、色々と事務局でまとめてくれたものがあります。

これらについて、例えば1ページ開いていただくと、手数料をどうしようとか、必要な事項又は定められる事項については、検討をして、まとめていただいたものです。そうすると、ここに記載されている内容で良い・悪いがあると思うので、修正が必要などころもあるかもしれませんが、その内容で良いということであれば、この内容が答申の内容そのものになっていくようなイメージをしていいかなというふうに思っております。

これからは、条例で定めるべき事項のこの表について、特段、御質問等が無ければ、これを前提として整備案を一つ一つ確かめていきたいと考えております。

これに入ってもいいですか。その前に何か、これについてはどうなのだと、この事項についてはどうかとかあれば、今のうちにいただければと思うのですが。いいですかね。

それでは資料としてあるもの、この「新条例整備案について」という冊子ですね。今日一部追加と差替えがありましたけれども、順番に第1の1から見ていきたいと思えます。

では、参ります。「第1 条例で定めることが必要な事項」。「1 保有個人情報開示請求手数料」。手数料は無料ということで、その考え方としてはこのような形で、後退したとの評価につながらないように、これまでと同じく手数料は無料というものです。従前の取扱いをあまり変えるという話ではないのでこういう案ですが、「とった方がいい。」という意見もあるかもしれませんが、無料と。従前の取扱いと変わらないのでこういう案になっていますけれど。この点については皆さん、異議とかでもいいですし、何かありますか。この点はよろしいですかね。

それでは次に参ります。「2 行政機関等匿名加工情報利用手数料」ですね。これは個人情報保護法施行令の標準額と同額にしますと。証紙による納付としますということころです。考え方の部分も含めて質問でも結構ですし、反論、意見を言っていればと思います。

熨斗委員 一応、いいですか。今の世界なので、証紙をわざわざ買う必要があるのかという議論もあるのかなと思って。

加藤委員 私も思いました。ちょっとこれは。

熨斗委員 PayPayでもいいのではないかとか。

加藤委員 私も思いました。

熨斗委員 その辺はどうなのでしょう。

事務局 一応、出納局にも確認をしまして、将来的な話はあれですけど。現行は、やはり手数料は証紙で徴収するというのが基本ということでありまして、取り方としては証紙で納付していただくと考えています。その部分について、答申でそこまで言うていただく必要があるかどうかというのはまたあるのかもしれませんが。

会長 請求者の利便性というのもありますので、そこは意見として私はとてもいいのではないかと思うのですけれども。ちなみにPayPayで払えるものは本県ではあるのですか。

事務局 今はまだないです。

会長 まだないですか。

加藤委員 自動車税もですか。

事務局 クレジットカードはできるのですけれども、まだPayPayとかは、確かできなかったと思います。

会長 自動車税はどこで払うのですか。ここで払うのですか。

事務局 基本は、振込用紙を持って銀行で納めるか、コンビニでも納められます。事前手続きをしていただくと、それこそクレジットカードでの決済という手法もあります。

会長 要は、この県庁にPayPayを使える場所がないわけですね。

加藤委員 県庁生協は使える。

会長 生協は収入代行はできない。印紙はどこで売っているのですか。

事務局 印紙は生協でも売っています。

会長 生協でも売っている。

事務局 実際に県民の利便性というところから、今現在、手数料とかの部分で、少しず

つ国で電子納付ができるように進めているものもあります。

9月議会でも、建設業の許可の申請について、直接的に条例には書いていないのですけれども、今後実際にできるようになるというふうになっておりますし、他の手数料でも、国が進めた方がいいということで、少しずつ広がっていくという方向に今向かっています。

では、やっぱりやっていった方がいいというところがあるのですけれども、実際にどうやっていくのかというところがありますので、そこはもう少し時間がかかってしまうのかなと。我々もできるだけそれには乗っていきたいと思いますけれども、今すぐにはできないということになります。

加藤委員 条例本文を変えるのは大変ですし、変わる可能性が大いにあるということで、変えておけばいいのでは。どうなのですかね。

会長 ただ物理的に、今できるとすれば証紙だよねということですよ。

加藤委員 なので、書かないで、「では、どうするのですか。」となった時に、「実は今はこれです。」みたいな。

事務局 ただ証紙で徴収する場合は、条例に証紙で徴収するということを書かないとできないので、なかなか難しいところです。

加藤委員 そうなのですね。できない。分かりました。

熨斗委員 将来の条例で改正が面倒であるというのであれば、例えば「県証紙若しくは県知事が定める方法により納付する。」とかにしておけば、将来変える時にいいのかなという可能性もあるかもしれないですけれども。この委員会でそこまでやることなのかどうかよく分からないので。

会長 ちょっと時代を先取りした話題になってしまいましたけれども、現段階では証紙ということで良さそうですかね。では、2はオーケーということで。

次は第2の「1 条例要配慮個人情報」ですね。これは規定しないということです。他県の例では若干、検討されているような部分もありますが、青森県で何かこれは入れておいた方がいいというものとか、追加した方がいいものがあるかどうか、またこれでいいか御意見をいただければと思います。

特に無いようですので、現時点で特に規定しないということで、答申としてはそういう内容になるかと思えます。

次に参ります。第2の「2 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表」です。1,000人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表する。この考え方になりますけれども、現行条例上は作成・公表することになってますと。同様の扱いであるということになります。この点も良さそうですかね。

次、2の「3 情報公開条例との整合を図るための開示・不開示情報」。公務員等の氏名については、新個人情報保護法の解釈により、整合を確保する。不開示情報については、青森県情報公開条例を改正し、整合を確保すると。

整合を確保する改正はどこでしたか。

事務局 改正するのは情報公開条例。17ページで出てきます。整合の内容につきましては、7ページの考え方の中の(2)の②で、どの部分が不整合になっているのかと言いますと、「法令秘情報」、「不開示指示情報」及び個人からの提供に係る「任意提供情報」、これが個人情報保護法では、規定がありませんが、情報公開条例ではあります。

ただその整合を、今新しく整備する条例で、整合確保を図ることはできないため、情報公開条例を改正して、整合を確保するというのが中身になります。

会長 この情報公開条例の改正は進んでいるのでしたか。これからの話なのですか。

事務局 今、併せてやります。

会長 これは答申の内容なのですか。その情報公開条例の。

事務局 そうですね。17ページが情報公開条例の改正としまして、今の点について情報公開条例を改正する。

会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ということですが、御質問等、御意見等があれば、1番については、解釈によりですね。特段、御意見が無いようであれば、こちらもこれで進めたいと思います。

それでは第2の「4 審査請求をすべき行政庁の特例」。行政不服審査法第4条の規定の特例は、設けない。従前どおりということになります。御意見等ありますか。無いですかね。

では、次に参ります。第2の「5 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の手續」。開示・訂正・利用停止決定等の期限を新個人情報保護法で定める期限の範囲内である現行条例上の期限とする。全部・一部不開示決定の場合で、開示することができる期日が明らかなきときは、その期日を決定通知書に記載する。訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する。現行の手續の踏襲。

事務局 加えまして、本日お配りさせていただきました④、10ページの2。

会長 そうですね。10の2の④、審査請求に係る諮問をした県の機関等は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求について裁決を行わなければならないこととする。これも踏襲です。④については書かなくても当たり前なのですかね、本当は。

事務局 そういう意味では、確認的な規定になるとは思いますが。

会長 当県では従わないところも過去にあったと聞いておりますので。

事務局 そのように記憶しております。

会長 是非これを入れて欲しいなど、私は個人的に思っております。

熨斗委員 そういう意味では、「答申を尊重すること」を、「答申に従わなければならない」とすると、法令違反になるということなのですかね。

事務局 そこまで踏込むとそうなるかと思えます。

熨斗委員 ということなのでしょうね、おそらく。

会長 拘束力をとということですよ。それはそうですね、はみ出ているからですよ。ということで、よろしいですかね。では、従前どおり尊重していただきましょう。

第2の「6 審議会への諮問」。審議会って言いましたか。

事務局 ここは条文上、審議会と。

会長 それが当審査会ということですね。審査請求以外の案件についての諮問をこれまでもしているわけなので、同じようにということですかね。これもよろしいですかね。

当審査会ではこれを扱わないとは、ならないですよ。では、これは大丈夫です。

次、第3の1。

事務局 本日、修正資料を配付させていただいております。

会長 開示文書の写しの作成費用は、徴収する。今までは作成・送付費用であったのを条文の立てつけ上、条例としてはこういうふうを決めるというだけの変更になりますので、実質的には変更がない差替えですね。こちらもよろしいですかね。

第3の「2 運用状況の公表」。運用状況の公表は継続するということですね。これまでも公表しているし、引き続き継続しましょうということですね。これも異議がないようであれば。

加藤委員 さっきの口頭のものは、これにカウントされないのでしたか。

会長 これはされないですね。

事務局 口頭のものは、法律上は別の規定で対応することになります。

会長 その件数が、運用状況の公表のときに入るのかという質問ですかね。

加藤委員 はい。

会長 法による開示ではある？

事務局 法による開示ではないです。

会長 法による開示ではないですよ。

事務局 提供ですね。言い方としては。

加藤委員 提供？

会長 統計は取っているかもしれませんが。

事務局 そこは考え方として、現行条例は口頭請求と書面による請求というのを別個に公表していましたので、その口頭請求に対応する部分として、新制度に移行した後に、本人に試験結果を提供した件数とかを、今の口頭請求に対応するものとして載せるかどうかというのは、これから検討させていただきたいと思っています。

会長 そういう意味では、この条例の範囲外の話ではないですか。この運用状況を公表しましょうという決まりではなくて、別個の運用の話なのではないですか。

事務局 運用状況の公表の中で、どこまで公表をするのかということは、考えていかなければならない。開示請求の場合は、きちんと請求というような形で残りますので、分かるのですけれども、資料提供ということになると、なかなかそれを把握するのが難しいというのがありますので、ここをどういうふうに考えていくか。

例えば試験の点数の開示の部分だけは、引き続き従来との比較をしたいのでということでは求めることはできるかもしれませんが、それ以外の個人情報を提供するというふうなところまでできるかどうかという、なかなか難しいかなと思っています。どこまでできるかというのは、今後考えていかなければならないと思います。

会長 口頭請求というのは認められないわけだから。

事務局 開示請求としてカウントはしないけれども、国は、今後は法第69条第2項第1号に該当させて、開示請求とは別の手続で、本人に本人の情報を提供するというのも、法に基づく手続なので、法の運用状況といった場合は、そこも考え方としては含まれることとなりますけれども、公表の中身については検討させていただきたい。

会長 一応、この法律の施行の状況ではある。

事務局 当然、現行条例上も、同じように本人に提供することができるという規定はありますけれども、その辺について、運用状況の公表の中では特に触れてはいない。

会長 今おっしゃったように、どこまで、どういう形で公表するかの話ですね。それは今後の検討ということですね。ちょっと変わるのでそこはね、口頭だけではなくて、第69条第2項でしたか。

事務局 第1号。

会長 第2項第1号ですね。本人の同意があつて、又は本人に提供するとき。そこまで決め切れないので、答申案としては、運用状況の公表は継続するという内容になるかなというところですかね。

では次、第3の「3 開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求に係る諮問機関等」ですね。諮問先は当審査会とする。調査審議の手続の整合を確保するということですね。引き続き当審査会がやりますという内容です。これも引き続き当審査会の守備範囲ということによろしいですかね。

では次、第4の「1 県民、事業者等の責務規定及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定」。これは置かないと。新法の制度下においては適当でない。これについての御質問等がありますか。この考え方の(2)について少しだけ付言していただいてもよろしいですか。

事務局 本日お配りした資料3の一番最初と一番最後に関連していきますけれども、責務規定というのは本日お配りした資料3の最初の方になります。第1条から第5条を括っているけれども、あくまでも今作ろうとしている条例は法の施行のための条例でありますので、県はこうあるべきであるとか、事業者はこうあるべきといったような規定は、大元の方で規定されるべき事柄であろうということが一つ。

それから事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定というのは、本日お配りした資料の4ページ目ですね。条例の条文でいきますと第39条あるいは第41条第1項というところになります。

事業者につきましては、個人情報保護法4章の規定が適用になる。さらにはその監督というのは、個人情報保護委員会がやるといったことですか、先ほど説明させていただいたとおり、この辺の規定は法で置かれているという前提の中で、しかも先ほど申し上げたとおり、今は法による保護制度あるいは条例による保護制度というのが併存しているような形ですけれども、来年4月1日から法の保護制度1本の中で運用されていくという中で、その法の施行のための条例で、書く必要はないだろうということと考えております。

会長 同じ内容を定めようと思えば定められるものなのですか。

事務局 同じ趣旨・目的では定められない。

会長 これは「適当ではないから置かない。」でしたか。それとも「法律に定めがあって、それについて更に定めることができないから置かない。」ですかね。要は、事業者の責務はもう法律に持っていかれるわけですよ。だからそれについて条例で定めることができないと考えるべきなのか、そうであればこの書き方が変わるのかなとも思っていたのですが、それどうなのですかね。

事務局 16ページの青い部分の答で、地方公共団体独自の措置として、任意の協力を求める形で事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことは妨げられないということなので、強制力を伴う形での勧告はできないけれども、任意の勧告といったものをすることはできるということなので、そういう解釈の下で事業者の個人情報の保護に関する規定を置くということは、妨げられないという国の考え方が示されております。

先ほど申し上げたとおり、現在は、法と条例は別制度なので、法とは別に条例で置くということも相応の意義があると思うのですが、法の範囲内で定める条例において、そこは書かなくても法を直接適用して、事実上何らかの対応をしていくということはあるけれども、条例で規定するまでではないと。

会長 書き方は同じかもしれないけれど、適当ではないからというよりは、必要がないからという意味なのではないですかね。同種の事項を定める必要がないことから置かないということになるんですか。

加藤委員 不適當みたいな感じ。

会長 不適當になってしまう可能性があるという。

加藤委員 この1ページ目の例えば定義とか目的とか、その辺りを規定しないのですよね。そうなった場合に、今度できる条例はどんな名前なのですかね。個人情報保護法を補佐する条例みたいな。

会長 個人情報保護条例なのですよ、おそらく。

加藤委員 何かでも大事な事があまり書かれてない。

会長 そうですね。法律にほとんど移りますから。

加藤委員 ですよ。だから実際は個人情報保護法を補佐する条例。何か妙な感じがします。

事務局 法の施行のための条例というので、よく何とか法施行条例というのを作ったりします。

加藤委員 では、施行条例が入るのですか。

事務局 条例の名前については色々と検討しています。結局、法で書きなさいと言われたものを書く部分、例えば手数料ですね、というのがあれば、はみ出して手続的などころ、開示決定をしたら通知しましょうというのは、法で別に委任しているわけではないので、直接的に法の施行かと言われればそうではないというところもあります。

多少膨らませている部分もあると、題名がはたして個人情報保護条例がいいのか、個人情報保護法施行条例がいいのかというのは、ちょっと考えていかなければならない部分がありますので、他県の条例も見ながら、法規担当と調整しているところになります。

加藤委員 例えば、今の資料3の4ページですと、事業者に対してのことが現行条例では書かれていて、例えば第42条であれば、知事は適正な取扱いのための措置について助言や指導を行うと書いてありますよね。例えば事業者が「この個人情報の扱いが分からないな。」としたときに、「誰に聞いたらいいのだろう。法律に基づくから国に聞くのか。」みたいな。どうなのでしょうかね。

熨斗委員 国の個人情報保護委員会に聞くということになるのでしょうか。

加藤委員 国の個人情報保護委員会に聞くということですよ。青森県の中小企業が「これどうしようかな、分からないな。指導・助言も前までなら県庁に聞けば良かったけれど。」ということになり、あまり実質的ではない。

事務局 民間事業者については個人情報保護委員会で対応するというにはなっているのですけれども、法律でも、そこだけというよりも、自治体も一緒に対応するよう努めなさいという規定はありますし、実際どこに聞けばいいのか分からないということはあるかと思しますので、そのときに、我々のところに相談に来てそのまま国に聞いてくださいというのはあまり考えられないので。

そこは書いてある・書いていないに関わらず、対応はしていく。そこは一般的な法律に書いてある規定を使って我々も対応していく。

加藤委員 助言・指導を行える。

事務局 個人情報保護法の第13条。

加藤委員 書いてありますね、地方公共団体は。

事務局 区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなさいという条文がありますので、この条文を根拠として対応は当然していく。

加藤委員 そうですね、分かりました。

事務局 場合によって県で判断がつかないものについては、国を紹介するという場面は当然あると思いますけれど。

必要な措置としか書いていませんので、例えば現行条例の第42条ですね。取扱いの適正化、必要な指導・助言を行いますという規定以外は盛ってもいいのかもしれないというのは、議論になったのですけれども、他の規定を設けられるかということ、勧告とか資料の要求とか、そういうところまで書くのかどうかというような、中途半端になりそうな感じがしましたので、あまり中途半端に書くよりであれば、そこは全て法律の範疇の中で対応しましょうということを書いていないところです。

先ほどの話になると、書けない部分が絶対ないわけではないのかなと思っているのですけれども、そっちは書いてこっちは書かないのかというのがあって、書かないことにしたということになります。

会長 今、4の1についてやっていたのですけれど、この記載はこれでいいですか。

加藤委員 規定は置かないというものですか。

会長 私は考え方のところで、「適当でなく」というところが気になったのですけれど。

加藤委員 ここの文章も何か影響があるのですか。

会長 答申の内容になるので。

加藤委員 分かりました。

会長 伊藤委員、どうでしょう。ちょっと難しい話なので。

伊藤委員 適当という言葉。

会長 「適当でなく」というのが。適当であればそれでいい。

伊藤委員 適当というのは、どういう趣旨になるのか。

会長 私はもう規定があるから、改めて定める必要がないという話なのかなと思ったのですけれど。定められないということであれば、定められないと書くというか、どうして「適当でない」という書き方になるのかなというのがピンときていなかったということなのですから。

今の説明でも、「適当でない」というよりは、もう規定があるからという説明だったと思うので。

伊藤委員 「必要でない」という。

会長 そうなるのかなと思ったということなのですよ。

伊藤委員 県が「適当でない」というのは、望ましくないという趣旨で「適当でない」という言葉を選ばれているのですか。どういう趣旨で「適当でない」という言葉を使われたのかがちょっと。

事務局 あまりそこまでは考えていなかったかもしれないです。できないとまでは言えないという感じで「適当でない」としたというのが正直なところですよ。実際に法律で書いてあるので、必要ないという意味ではそういうことだと思いますので、直接的に書いてもいいのかなと今は思います。

伊藤委員 「適当でない」という言葉を使うと、望ましくないというニュアンスになるので、価値判断が入っているような気がして。「必要でない」であれば、こういう関係上当然そういうことを書く必要はないというのが出てくると思うので、価値中立的に書くのであれば、「必要でない」の方が無難な気はします。

「適当でない」となると、政治判断的な法体系上とか色々な要素を考慮したら望ましくないかなみたいなのが反映されるので、個人的には、解釈上は「必要でない」の方が無難な気がします。

会長 私もそう思うのですが、どうでしょう。一応答申に書かれる部分なので、細かいところまで言及しましたが。表現の違いなのかもしれないですけども。

事業者等の責務規定を置く必要がなく、定める必要がないという案が出ましたが、香取委員、いかがでしょうか。

香取委員 「必要がない」でいいですし、適当・必要という言葉を入れないで、新個人情報保護法で定められている事項と同種の事項として定められているとか。何かあんまりこう記載せずに。

会長 確かに、「定めない」と書けばいいのではないかと。

整理すると、「適当でなく」というのは、やっぱり定めるのが相応しくないという意味合い、価値判断的な部分が入るので、それを敢えて判断をするかということ、そこまではしなくていいのではないかとという辺りですかね。後は、そうすると「必要でない」と書くか、それとも「事業者等の責務規定を置かないこととし」みたいに言うかのどちらかの違いなのですかね。それ以外に案はありますか。

熨斗委員 全く同じ規定ではないから、「必要がない」と言い切れるかどうかともよく分からないですね。

会長 何か表現を変えて、訓示規定的なものを置くということですか。

熨斗委員 だったら何も書かない方がいいのかなという気もしてきました。

会長 「必要がない」と言うと、本当に必要がないのかという感じが出るか。それでもいい気がしてきたな、どうしよう。

ではここは修正するとして、「必要がないから置かないこととする。」と書くか、それとも「規定がもう既に法律にあるから置かないこととする。」の二択ということで、多数決を採りましょう。

「必要」か、それとも「もうあるから置かないこととする」で多数決を採ります。では「必要」だというお考えの方は挙手をお願いします。いない。では「もうあるから置かないこととする」と考える方は挙手をお願いします。では、全会一致で。そういうふうに修正をお願いします。答申案は次回になりますね。

次、「2 青森県情報公開条例の改正」。①が不開示情報について、個人情報保護制度との整合を図る。それから②が行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に係る改正を行う。これは①も②も整合のために改正すべきだという案ですので、これはどうですかね、質問等ありますか。よさそうですかね。これはやっていただくという答申でいいですか。それでは、これはこのようにすると。

19ページ、「3 見直し後の条例の施行日」ということで、見直し後の条例の施行日は、令和5年4月1日とするということですね。

以上、見てきましたけれど、何か質問・御意見等ありますか。

特に無いようでしたら、私から1点。先ほども話に出ましたけれども、個人情報の範囲が変わることについて、4月1日を境に今まで保護されていたものが保護されなくなるということが考えられるわけですが、そこの手当についてはどのような案になっているのでしょうか。

事務局 会長からお話がありましたとおり、個人情報の範囲は、法の個人情報保護の守備範囲が狭くなるだろうと、現行条例で実際に保護しているものが、4月1日になった途端に、もう法律上の個人情報ではないという部分は、どうでもいいのかという話ということだと思えるわけですが、さすがにそこはそうではないだろうと。4月に法の適用があるわけですが、今現在条例上の個人情報として保護しているものについては、4月1日以降も引続き保護する必要があるのではないかというようなことを踏まえて、必要な経過措置を規定する必要があるのかなと考えています。

会長 その措置とは。

事務局 4月1日以降に県の機関が保有することになった個人情報については、当然法の個人情報保護の対象になりますけれども、現在既に条例で保護している個人情報、条例上の個人情報については、4月1日以降も、例えば個人情報を漏らしてはいけないという規定が今ありますけれども、同じような義務といったものを設けて、引き続

き現に保有していて条例上保護されている個人情報については、何らかの手当が必要かなと。

会長 具体的にはどういう手当が考えられますか。何か附則に経過措置を設けるとか、そういうことは考えていますか。

事務局 そうですね、具体的にはそうなるのかなと。

会長 それは答申に含めた方がいいのですかね。そこまでは整備案に書いてなかったようですので。ただこれまで個人情報だったものが、4月1日から個人情報ではなくなるという話であると、当審査会としても関心があるところですよ。

伊藤委員 それは経過措置でいけるのですか。

会長 それを法が許しているのかということですよ。法の趣旨として保護しませんという外れますと、個人情報ではないですと。

伊藤委員 法律はそういうことになりますよね。でも条例の附則によって保護をつけると、持っているものに関しては守らなければなりませんとなれば、結局いつまでもこれを置いておかないといけなくなりますよね。これを外すとまた限定されることとなりますと、最終的に法が定めていることよりも拡大している条例にならないかというのが最終的に出てくる気がして。どうですか。

会長 その問題もありますよね。

熨斗委員 私もそちら側の意見ではあるのですけれど。

会長 3月31日までに取得された情報というのは、個人情報という扱いで取得されているのに、1日からは「そうだったらその個人情報もある」みたいな話になるかどうかですよ。

熨斗委員 その問題は、本県だけではなくて、結構全国的にある問題だとすると、国は回答してくれないのですか。

事務局 回答してくれるはずですね。そこも含めて次回までに整理して。

少なくとも個人情報の保護そのものをどうするかというのは、色々と議論があるかと思うのですけれども、例えば3月の末に開示請求がありましたと。判断する前に4月になったといった時に、その個人情報の範囲を条例の個人情報の範囲で見ればいいのか、4月1日以降の法の個人情報の範囲で見ればいいのかというのを、ちゃんと決めておかないといけないかもしれない。あくまで開示請求が3月にあったのであれば

3月のもので考えるのではないかと、そこは整理しなければならないと思います。4月に入ったのだから、もう新しい方を見なさいというのが法の趣旨だとすれば、それはそうだというのもあります。

会長 そこは決めておいていただかないと、当審査会がすごく困るので。

熨斗委員 仮に4月以降は新しい法律の規定に沿って判断しますとなると、うちでは3月に適用されていたからそれで行きますと言えば何かまた矛盾しているような気がするのです。

会長 でも、開示請求日現在では適用されている法律が旧条例ですからね。

熨斗委員 もう一回開示請求をしたら開示されるかもしれないという話になるということですか。

会長 そうですね。

熨斗委員 当時の適法性について審査することになるということですか。

会長 そうですね。請求日現在というのが大原則なので。

事務局 そこは国にも確認しながら整理しないといけないとは思いますが。他にももちろんあると思うのですけれども。

会長 今のお話であれば、個人情報範囲については法が定めるのだから、別に過去のものの扱いが変わるのはやむを得ないのではないかという意見も出ましたけれども。どうなのですかね。全国的に足並みを揃える話なのでしょうけれども。

そこを含めて、答申に入れるかどうかは今日判断するのは難しいので、事務局に調査していただくというところですかね。

それ以外に何か気づいたところがありますか。いいですかね。他に意見が無いようでしたら、本日の議論を踏まえまして、先ほどの新条例整備案を踏まえたものとして答申案を事務局に作成していただきたいと思います。それで問題が無いようであればタイトなスケジュールですけれども、来週の審査会で最終的な意見をまとめたいと思います。こういうスケジュールでよろしいですかね。事務局もよろしいですか。

事務局 はい。

会長 では、お願いいたします。

事務局 すみません。答申のイメージというと、我々の方でもこのとおりになればとい

うことで、少しずつ準備をしている。変われば変わったでももちろん直すつもりではいたのですけれども、このような感じで考えているというのをイメージとしてお渡ししたいと思います。全ての項目ではないのですけれども。

会長 配付資料について御説明ください。

事務局 今、お配りしたものが先ほどまで御検討いただきました、いわゆる新条例整備案に沿っており、1枚目が目次のイメージとなります。それぞれの項目につきまして答申が書かれているということで、2ページ目と3ページ目をお開きいただきたいのですが、個別ページのイメージとなります。

1枚目が新条例整備案の第1の1です。まず体裁につきましては、これまでの条例改正等の答申と同様に作らせていただきたいと考えておりまして、検討事項について審査会としての結論を記載させていただいて、新条例整備案の考え方の部分がこの答申イメージでいう説明のところに記載されてくるということで考えております。

あくまでもイメージとなりますが、これに沿って新条例整備案を基に答申案を作成するということとなります。以上となります。

加藤委員 今になってようやくこれの意味が分かりました。

今の手数料の部分なのですが、手数料の考え方の2で、「現在も徴収しておらず」の後、「手数料を徴収することとした場合には行政サービスが後退したとの評価にもつながるものであること」という、これ要りますかね。何かすごい顔を伺いながらやっているようで。「現在も徴収しておらず、情報公開制度でも徴収していないことから手数料は無料とする。」と、それだけでスッキリして、いいと思うのですけれど。

会長 これ、何個か出てきましたよね、確か。

加藤委員 後退ですね。

会長 あれですよ、何と言うか。県民に。

加藤委員 県民によくしてあげているという。

会長 皆さんのための制度だからというところから、こういうことを入れたのですかね。そういうふうに後退してはならないという。当県は法律よりもというか一般的な他県よりもやさしいと、利用者にやさしいという面もあるので。

加藤委員 それよりもサービスがいいということですか。

会長 皆さんのための制度を後退させるわけにはいかないということで、敢えてこれを入れたのかなという理解はあったのですけれど、どうなのでしょう。

事務局 一番最初の回にお配りさせていただいた参考資料1の1ページ目の下で、条例整備に当たっての基本的な考え方というところの二つ目です。今回の条例整備の基本的な考え方としてこういうところを持っていると。

加藤委員 これは内々で、私たちが心に秘めておけばいいもので、書かなくてもいいのではないかなという気がします。こういうふうにやりましょうねと内々に。どうしても書きたいと言うのであればいいのですけれど。

会長 どうなのかな。皆さん、御意見はいかがですか、ここ気になりますか。

香取委員 答申の中に、個人情報保護が後退していないですよというのが分かるように1回は書く必要があるとは思っている。サービスが向上していますよという。けれども、何回も出てくるという必要はないと思います。会長がプレスとかに質問されたときに、答える最適なサービスになるかもしれないので、そういう意味合いでどこかには入れた方がいいかなと思いますけれど。

加藤委員 そうですね。だから答申のもっとはじめの部分で、こういう考えでやりましたと、資料1の下部分を言って。

会長 この答申は、確か答申書の表面があって、次にはじめにみたいなところから始まりますよね。この答申はなんだかんだと言って、以下のとおり答申すると。そこに入れて、各論からは全部抜くという案が出たというようなイメージですかね。

委員が全員頷いている。そういうふうに修正しますかね。

事務局 そういうふうに変えていただけると、全体としてどういう方向で考えたのかというのが一番最初に分かるので、その後が読みやすいというのがあるかなとは思いますが。

会長 そういうふうにあ案を作ってください。その他でも気づいたことを今日言わないと、次回までに反映されないの。

事務局 前回お渡しした新条例整備案の一番最初が手数料の話なのですけれども、書き方をちょっと変えています。説明資料では「手数料は、無料とする。」という書き方をしていたのですけれども、一般的には「無料とする。」より「徴収しない。」ということになりますので、その辺は一般的に分かりやすい表現で直すという整理をさせていただいております。他にも整理していく中では、出てくるかもしれません。

例えば、先ほど話になりました「証紙による納付とする。」というところを、審査会としてずっとしゃべるのはちょっと、というのであれば、考え方としては通常のものを書くにしても、あくまで手数料はちゃんと取りますよということで、答申の四角の中は留めておいて、考え方のところではちゃんと説明するというのもあるのかな

と、先ほどのお話を聴いて思っております。

会長 どうですか。手数料の納付方法の自由化を踏まえた、というのはちょっと意見として除くという案が出ましたが。

加藤委員 今どきの若い人は「証紙って何。」という世界ですよ。「何それ。」みたいな。でも受験の時に貼りますけれど。

熨斗委員 そうですよ。高校に入った時に貼ったなというぐらいしか覚えていません。証紙と間違えて印紙を買ってくる人とかいる。

加藤委員 ありそう。

会長 収入印紙だとダメなんですよ。

加藤委員 免許の書き換えとかの時ぐらいにしかお目にかからない。大人になっても「何だっけこれ。」と思いますよ。普段触らない。

会長 ここまで不評であれば、一言書いてもいいような気もしますけれどね。

事務局 将来に向けた提言として書くということはあると思います。

会長 ここまで不評であると書いた方がいいレベルと思うのですが。そこは案として書いてもらえませんか。将来的にはより何と言うか。

加藤委員 利便性の高い。

香取委員 自動車税は、コンビニであればnanacoで払うことができる。税金もデジタルで払うことができるので、書いた方がいいかもしれません。

会長 ここまで意見が出たので、やっぱりそこは加えましょう。いかがですか。いいですかね。そういうことで答申案としては方向性が定まったので、次回の審査会で答申にという予定で進めたいと思います。

それでは今日の審査案件は1件だけですので次回の日程確認です。次回は12月23日金曜日の午後1時30分から、議会棟6階第一委員会室にて開催するということになります。

それでは第140回審査会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。